

保護者 様

富岡市立富岡中学校
校長 土屋 勇

出席停止について

あなたのお子さまは、出席停止となりました。それは、今回感染した疾病が学校保健安全法施行規則により、「学校で予防すべき感染症」と指定されているためです。出席停止の期間の基準は、下記のとおりです。なお、登校するときは、治癒証明書が必要となりますので、医師に記入していただいて学校へ提出して下さい。

記

	学校において予防すべき感染症	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルス) 鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9) 中東呼吸器症候群(ベータコロナウイルス属) MERS コロナウイルス 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ H5N1を除く)	発症した後、5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有なせきが消滅するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後、3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後、5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消滅するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
第3種	結核	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

きりとりせん
治癒証明書

学校名 富岡市立富岡中学校

年 組 氏名

病名 ()

月 日より、上記の疾病のため出席停止となっておりましたが、他に感染のおそれなくなったので 月 日より出席してよいと認めます。

令和 年 月 日

医師名 _____ 印